明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　一

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二一〇）　七
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（国土交通七三四）　二

〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について（農林水産省・林野庁・水産庁）　三
原子力規制委員会国民保護計画の変更について（原子力規制委員会）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四二
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○防衛省令第六号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十三日

防衛大臣　河野　太郎